

今回のテーマ：～労働契約法改正～無期転換ルールへの対応が必要！①

Q. 来年「無期転換」が始まると聞いていますが、これはどういう意味なんですか？

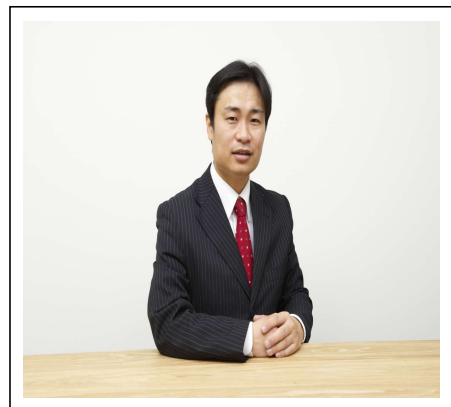
A. 平成25年の労働契約法改正により、無期転換ルールが新設されました。無期転換ルールとは、同一の使用者との間で、有期労働契約が反復更新されて「通算5年」を超えたとき、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約、すなわち「無期労働契約」に転換されるルールのことです。申込みがなされた場合、事業所は断ることができず、その時点で無期労働契約が成立します。この通算契約期間のカウントは平成25年4月1日以後に開始する有期雇用契約が対象であり、平成25年3月31日以前に開始した有期雇用契約はカウントしません。よって、平成25年4月から5年を経過する平成30年4月以降に、無期労働契約への転換の申込みが本格化することが見込まれ、各事業所は無期転換ルールへの対応を迫られる事態となっています。

ところで、この無期転換ルールは、定年後に有期労働契約で継続雇用される高齢者にも適用されます。たとえば、60歳定年を定めている事業所において、1年契約の有期雇用契約により反復更新して継続雇用した場合に、65歳以降も雇用契約した場合には、その時点で5年を超える契約となり、無期転換ルールが適用されるということになります。この件に関し、対応策が必要となりますが、それは来月、書くこととします。

定年後、再雇用者にも無期転換ルールへの対応を！

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！